

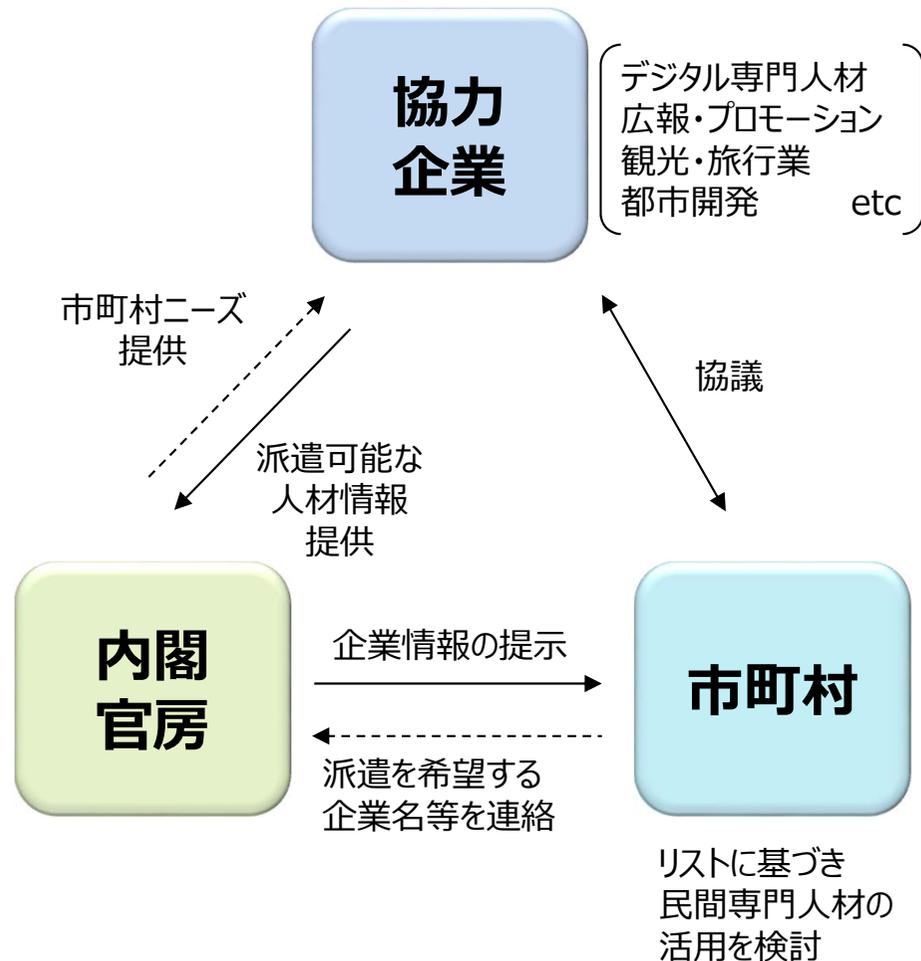
地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員及び大学研究者、民間専門人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間専門人材)	派遣先市町村
対象	以下に該当する者を市町村に派遣する。 ① 地方創生の取組に強い意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること	<b>【国家公務員・大学研究者】</b> 以下の市町村を対象として募集する。 ① 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 原則人口10万人以下  <b>【民間専門人材】</b> 対象：指定都市除く市町村
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	・副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ・顧問、参与等（非常勤職）・・・原則1～2年間 ※民間専門人材派遣においては、市町村と派遣元で協議の上、派遣期間を原則半年～2年の期間で調整可。チーム派遣も可能。	
再派遣等	・同一市町村への複数回の派遣及び複数名の同時派遣は可。 （常勤職については、派遣効果が一層見込まれる場合、2回目の派遣のみ可）	
バックアップ体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

# 地方創生人材支援制度（民間専門人材派遣）

- 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、**意欲と能力のある民間人材であって、地域課題の解決を図ることのできる専門人材（デジタル分野を含む）を派遣。**
- ①市町村の人材ニーズを把握するとともに、②ニーズに対応できる人材に係る企業情報を取りまとめ、③市町村等に情報リストとして提供する等のマッチング支援を実施。

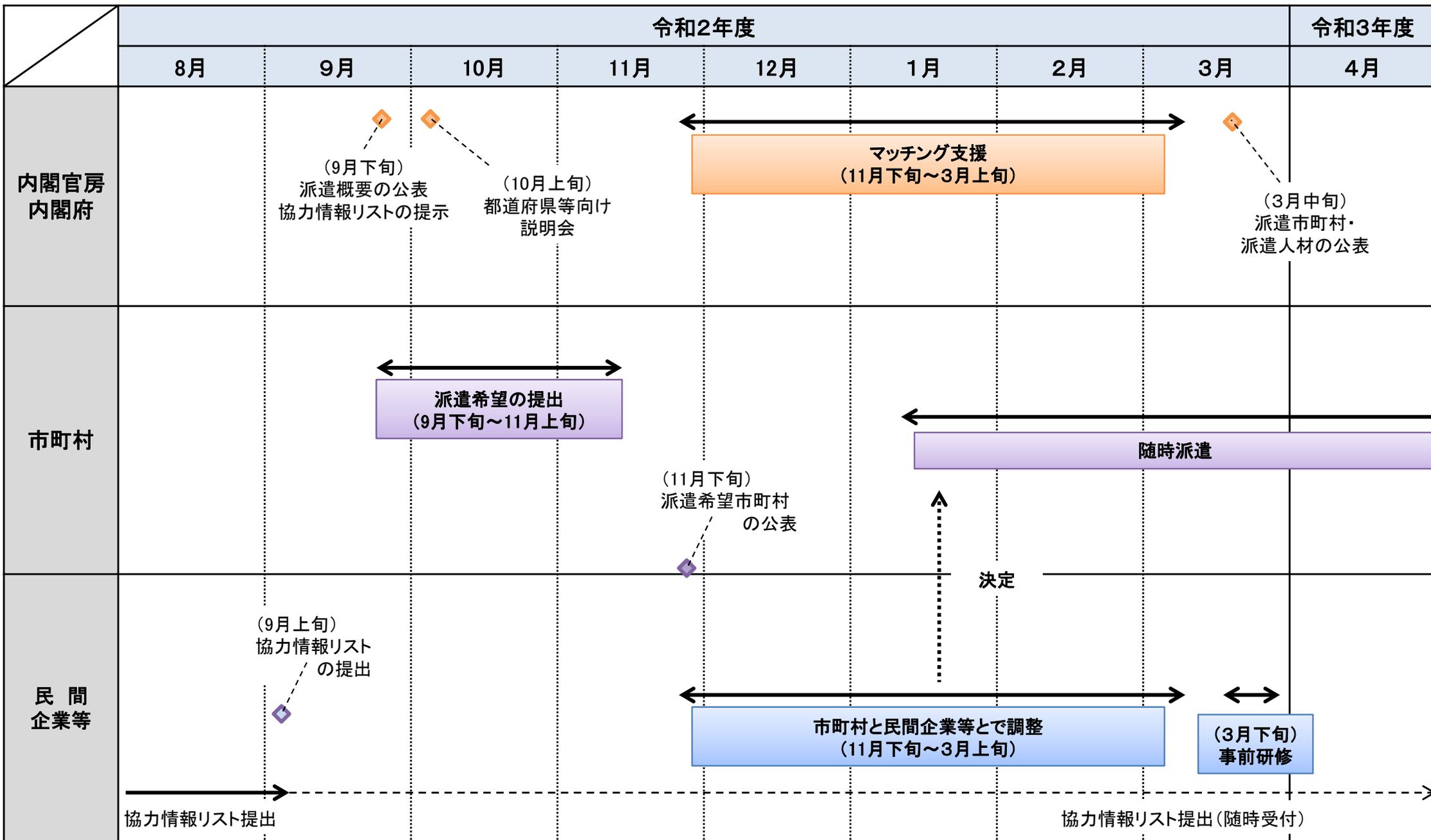
## 【施策のイメージ】



派遣先	市町村（指定都市除く）
職種	① 課長、部長、副市町村長等、地方創生を担当する幹部職員（常勤特別職・一般職） ② 顧問や参与等、地方創生に関するアドバイザー（非常勤特別職、委嘱等） ※市町村と派遣元との間で調整の上、チーム派遣等も可能。
派遣期間	半年以上2年以下（原則） ※市町村と派遣元との間で調整の上、別の時期の派遣もあり得る。
派遣人材に望ましい条件	① 地方創生の取組に強い意欲をもっていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること （デジタル分野においては、情報通信技術を始めとする未来技術を活用した事業又はサービスの企画、研究、販売又は運用などの業務経験と知識を有すること）
給与・報酬等	派遣先市町村と派遣元企業との協議による
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取り組みについての講義等の研修を実施</li> <li>派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、派遣者が一堂に集う<b>情報交換会・報告会を開催</b></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣先の市町村においては、地方創生施策の実施に当たり当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行う内部調整責任者を配置するものとする</li> <li>総務省の「地域おこし企業人」等の既存の施策とも連携</li> </ul>

※デジタル分野の派遣要件は、今後変更の可能性があり得る。

# 令和3年度民間専門人材派遣に向けたスケジュール



※スケジュールは現時点案であり、今後の変更の可能性があり得る。